

入札説明書

(一般競争入札)

令和5年度国保ヘルスアップ支援事業（ICTを活用した健康づくり推進事業）

令和5年9月26日に公告した令和5年度国保ヘルスアップ支援事業（ICTを活用した健康づくり推進事業）に係る一般競争入札については、関係法令に定めるもののほかこの入札説明書によるものとする。

入札に参加する者は、下記事項を熟知のうえ入札しなければならない。この場合において、当該仕様書について疑義がある場合は、下記12に掲げる者に説明を求めることができる。

ただし、入札後、仕様等についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。

記

1 入札に付する事項

(1) 委託業務の名称

令和5年度国保ヘルスアップ支援事業（ICTを活用した健康づくり推進事業）

(2) 業務の概要

別添仕様書のとおり

(3) 履行期限

別添仕様書のとおり

(4) 業務の履行場所

別添仕様書のとおり

2 入札に参加する者に必要な資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 役務の提供等の業務に関する契約に係る競争入札参加資格審査要綱（平成14年鹿児島県告示第1481号）第7条第3項の規定により入札参加資格を有すると決定された者であって、当該資格を入札書の提出期限の時点で有する者であること。

(3) 入札書の提出期限の時点で、役務の提供等の業務に関する契約に係る競争入札参加資格審査要綱第5条各号のいずれにも該当しない者であること。

(4) 入札書の提出期限の時点で、入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。

ア 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社又は子会社の一方が更生会社又は再生手続きが存続中の会社である場合は除く。

(ア) 親会社と子会社の関係にある場合

(イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

イ 人的関係

次のいずれかに該当する二者の場合。ただし、(ア)については会社の一方が更生会社又は再生手続きが存続中の会社である場合は除く。

(ア) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

(イ) 一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合

ウ その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

上記ア又はイと同視し得る資本関係又は人的関係があると認められる場合

- (5) 入札書の提出期限の時点で、物品又は役務の調達等に係る有資格者の指名停止に関する要綱（平成15年鹿児島県告示第416号）第3条又は第4条及び鹿児島県建設工事等有資格業者の指名停止に関する要綱（平成8年鹿児島県告示第450号）第3条、第4条又は第5条の規定による指名停止を受けている者でないこと。
- (6) 3(1)に規定する機能等証明書の規定の場所及び期限までに提出し、当該業務を遂行することができることを証明したものの。

3 入札参加資格審査及び提出書類等

- (1) 入札に参加しようとする者は、次により入札参加の申込みをしなければならない。ただし、役務の提供等の業務に関する契約に係る競争入札参加資格審査要綱（平成14年鹿児島県告示第1481号）第7条第3項の規定により入札参加資格を有すると決定された者であって、当該資格を入札書の提出期限の時点で有する者については次のア(ア)のみ提出すれば足りる。

ア 提出書類及び方法

所定の入札参加資格確認申請書及び以下(ア)～(カ)を持参し、又は郵送若しくは民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する信書便（以下「信書便」という。）により送付すること。

(ア) 機能等証明書（別添様式1）

(イ) 誓約書（別添第2号様式の2）

(ウ) 印鑑証明書

(エ) 登記事項証明書（現在事項証明書）

(オ) 消費税及び地方消費税について未納の税額がないことの証明書

(カ) 鹿児島県の県税（同県税が課税されていない事業者で県外に主たる事務所又は事業所を有するものにあつては、主たる事務所又は事業所の所在地の都道府県税）について未納の税額がないことの証明書

イ 提出場所

鹿児島県くらし保健福祉部国民健康保険課国保指導係

鹿児島市鴨池新町10番1号 郵便番号 890-8577

ウ 提出時期

令和5年9月26日（火）から同年10月6日（金）までのそれぞれの日（県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までとする。

- (2) 入札参加資格確認申請書を提出した者に対し、受付印を押印した入札参加資格確認申請書の写しを交付する。
- (3) 資格審査の結果は、令和5年10月13日（金）までに書面又は電話により通知す

る。

- (4) 資格審査を受けるために書類を提出した者（以下「提出者」という。）は、提出された書類について説明を求められたときは、これに応じなければならない。
- (5) その他
 - ア 提出書類の作成，取得に要する経費は，提出者の負担とする。
 - イ 提出された書類は返却しない。

4 入札の方法等

(1) 開札の場所及び日時

ア 場所 鹿児島県庁（行政庁舎 7 階）会議室 7－政－1

イ 日時 令和 5 年 10 月 16 日（月）午前 10 時

なお，開札時間の 10 分前までにはアの入札室へ入室しなければならない。

(2) 代理人による入札

入札参加者は，代理人をして入札させるときは，委任状を提出しなければならない。

(3) 入札書の記載

落札決定に当たっては，入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは，その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので，入札に参加する者は，消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず，見積もった契約金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

(4) 入札書の提出方法

(1)のアの場所に開札時間までに持参すること。

なお，この場合においては，封筒に入れ，かつ，封皮に氏名（法人の場合は，その名称又は商号）及び「令和 5 年度国保ヘルスアップ支援事業（ICT を活用した健康づくり推進事業）に係る入札書在中」と朱書きすること。

(5) 入札参加資格確認申請書の写し等の提示

入札書の受付の際に，3 の(2)により交付された入札参加資格確認申請書の写し又は入札参加資格を有することを証する書面を提示すること。

(6) 開札は，入札者又はその代理人を立ち合わせて行うものとする。この場合において，入札者又は代理人が立ち会わない場合は，当該入札事務に関係のない職員を立ち合わせてこれを行うものとする。

(7) 開札した場合において，落札者がいない場合は，別に定める日時において再度の入札を行う。ただし，開札の際，入札者又はその代理人が全員立ち会っている場合にあっては，その全員の同意が得られれば，その場で再入札を行う。再々入札についても同様とする。

5 入札及び契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨
日本語及び日本通貨

6 契約条項を示す場所及び期限
3の(1)のイ及びウに同じ。
また、県ホームページに掲載する。

7 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

見積もる契約金額の100分の5以上の金額を、別添入札保証金納付書により、入札保証金の納付期限までに納付すること。ただし、次のウ(ア)及び(イ)のいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。該当する場合は、別添入札保証金免除申請書に關係書類を添えて提出すること。

なお、入札保証金は、入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約締結後還付する。

ア 入札保証金の納付方法

(ア) 現金

(イ) 政府の保証のある債権

(ウ) 契約担当者が確実と認める金融機関（出資の受入、預り金及び金利等の取締等に関する法律（昭和29年法律第195号）第3条に規定する金融機関をいう。以下同じ。）が振出し又は支払い保証をした小切手。

(エ) 契約担当者が確実と認める金融機関が引受け又は保証若しくは裏書をした手形。

(オ) 郵政民営化法（平成17年法律第97号）第94条に規定する郵便貯金銀行が発行する普通為替証書又は定額小為替証書（差出人が受取人を指定しないものに限る。）

イ 入札保証金の納付期限及び場所

(ア) 納付期限 令和5年10月16日（月）午前9時

(イ) 納付場所 鹿児島県くらし保健福祉部国民健康保険課
鹿児島市鴨池新町10番1号

ウ 入札保証金の納付の免除

(ア) 入札に参加しようとする者が、入札保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。

(イ) 入札に参加しようとする者が、過去2箇年の間に国（独立行政法人を含む。）又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をおおむね同じくする事項に係る契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらを全て誠実に履行したことを証する書面を提出したとき（その者が落札した場合において、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。なお、ここでいう書面とは、国（独立行政法人を含む。）

又は地方公共団体が記入押印した別添受注実績証明願兼証明書のことを指す。

- (2) 契約保証金
免除する。

8 入札の無効

次の(1)から(10)までのいずれかに該当する入札は無効とする。

- (1) 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札
- (2) 入札参加資格確認申請書を提出していない者又は虚偽の入札参加申込みをした者のした入札
- (3) 2以上の入札書（代理人として提出する入札書を含む。）による入札
- (4) 入札金額が加除訂正されている入札書による入札
- (5) 入札者が他の入札者の代理人と兼ねてした入札又は2人以上の入札者の代理を兼ねてした者のした入札
- (6) 入札案件名の判明できない入札書，入札金額以外の記載事項の訂正に押印のない入札書又は入札者の押印のない入札書による入札
- (7) 記載した文字を容易に消字することのできる筆記用具を用いて記載した入札書による入札
- (8) 民法（明治29年法律第89号）第95条に規定する錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合の入札
- (9) 電報又は電送の方法による入札
- (10) その他入札に関する条件に違反したと認められる者のした入札

9 落札者の決定方法

有効な入札書を提出した者で，予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者（以下「最低落札者」という。）を落札者とする。

この場合において，最低落札者が2者以上あるときは，くじにより落札者を決定する。

10 最低制限価格

設定する。

11 契約書案の提出

落札者は，落札決定通知を受けた日から5日以内に，記名押印した契約書の案並びに消費税及び地方消費税に係る課税事業者又は免税事業者である旨の届出書を提出しなければならない。

12 質疑と回答

本書類等に関する質疑については、質疑書によるものとし、回答は入札説明書を配布した者全員に対して行う。

なお、当該回答文書は、本書類等に対して追加又は修正したものとみなす。

(1) 提出場所

郵便番号 890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号

鹿児島県 暮らし保健福祉部国民健康保険課 国保指導係 担当：永田

電話番号 : 099-286-2679

FAX番号 : 099-286-5552

電子メール : ko-sidou@pref.kagoshima.lg.jp

(2) 提出期限 令和5年10月13日（金）正午

なお、回答を受けての再質問については入札日前日までに回答することとする。

(3) 質疑方法等

質疑書は、持参、郵便、信書便又はFAX若しくは電子メールによるものとし、提出期限まで随時受付を実施する。

なお、いずれの提出方法をもって質疑書を提出した場合であっても、質疑書を提出した旨を(1)の担当まで電話により連絡をすること。

(4) 回答方法等

提出期限までに受け付けた質疑書に係る回答は、FAX若しくは電子メールにより随時行うこととする。